

都市計画法第29条開発許可申請書添付書類一覧表（店舗等）

小規模開発行為（開発面積1,000㎡未満、質の変更のみの場合）

提出部数：正本1部、副本1部

No	添 付 書 類 等	
1	申請書	正・副 ＜省令別記様式第2＞
2	申請手数料	申請時に現金で納付
3	委任状	第三者に手続きを委任する場合 （住所、氏名、電話番号、FAX番号、法人の場合は担当者名記入）
4	設計説明書	市様式第1号
5	関係公共施設の管理者等に関する書類	公共施設の管理者等に関する書類（新たに設置される公共施設） 市様式第2号
		公共施設の管理者等に関する書類（従前の公共施設） 市様式第3号
6	店舗等を建築する旨申立書	建築する理由、土地選定理由を併せて記入
7	住民票又は法人の登記事項証明書	
8	事業計画書	事業内容（店舗名、業種、規模、営業時間等）
		収支内訳書（周辺集落から考えて見込みで算出）※公益上必要な建築物の場合は不要
		提供品目（メニュー及び料金表）※公益上必要な建築物の場合は不要
		雇用計画（資格要件がある場合は雇用契約書及び住民票添付）
		資金計画（融資証明書、残高証明書、建物・設備見積書）※非自己用の場合必要
9	申請地の登記事項証明書	
10	土地所有権等の取得状況	売買契約書（印紙貼付）の写し、借地契約書（10年以上）の写し、贈与契約書（印紙貼付）の写し（原本を確認します）、贈与者の印鑑証明書
11	開発行為許可申請書の妨げとなる権利を有する者の同意書（土地・工作物）	
12	公図の写し	写した場所・日付・縮尺・方位を記入、転写者の記名
13	位置図	都市計画図 1/10,000程度
14	案内図	都市計画図 1/2,500程度に半径500mの範囲を記入（必要により記入）又は連たんの番号を記入（立地基準上、連たんが必要な場合）
15	連たん図	住宅地図（縮尺、方位記入） 建物敷地間隔記入及び連たん戸数は建築物に番号を記入（立地基準上、連たんが必要な場合）
16	地積測量図	（1/100程度）
17	設計図	現況図及び造成計画図（縦横断面図）（1/100程度、土地利用計画図と兼用も可）
		土地利用計画図（1/100程度）：駐車スペースを明示、建ぺい率、容積率を記入
		平面図（1/100程度）：建物の構造、建築面積、延床面積、店舗内レイアウト、設計者氏名を記入、業務の用に供する部分、管理上必要な部分について表記
		立面図（1/100程度）：4方向、看板、建物の高さ、設計者氏名
		建物求積図
		汚水・雑排水施設計画図（土地利用計画図と兼用も可） 公共下水道等経路、浄化槽の位置記入、浄化槽構造図・人員算定基礎、放流同意書 蒸発散構造図・容量算出基礎（浸透式は不可）、くみ取り槽位置記入
		雨水排水施設計画図（土地利用計画図と兼用も可） 浸透槽の位置記入（4か所以上）、浸透槽構造図 放流の場合は放流同意書・雨水量計画書
		給水計画図（土地利用計画図と兼用も可） 給水施設の位置、経路等を記入
	その他記入すべき事項	敷地境界杭、建物の位置、がけの位置・高さ及び擁壁の位置・寸法、道路の名称・認定番号、水の流れの方向、放流吐口の位置及び放流先の名称
18	他法令の許可等	農地転用許可申請書又は許可書の写し
		水路占用許可書の写し
		道路法第24条許可書の写し
		道路法第32条許可書の写し
19	法第34条第13号に該当する権利を称する書類（法第34条第13号に該当する場合）	
20	その他審査上必要と認める書類で指示のあったもの	

注）土地の登記事項証明書、戸籍全部事項証明書、住民票、評価証明等は、3か月以内のものとする。
盛土規制法のみなし許可となる開発行為の場合、資力信用書類や盛土等の概要に関する書類が必要となる。